

令和4年7月吉日

各位

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

理事長 白土 隆司

施設入居者の金銭管理に関するアンケート調査へのご協力をお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このアンケート調査（以下、本調査）は、公益財団法人 JKA より助成を受けて特定非営利活動法人 NPO かなびの丘が実施するものです。

現時点において社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に代表される金銭管理の支援が実施されていますが、対象者の急激な増加、社会環境の変化等に伴って支援を受けることができない方も増加しています。

本調査では金銭管理サービスが社会資源として定着し、利用者が安心してサービスを利用できるしくみを整備していくための要件を把握することを目的としています。現時点で金銭管理サービスに関与していない場合であっても、今後、施設等が入居者の適正な金銭の管理の方法を検討し、環境を整備していくためご回答をお願いいたします。

なお、本調査では、金銭管理を「利用者が所有する金銭や日常生活に要する費用の取り扱いに係る金銭等を保管・管理すること」、施設が金銭管理を行うことを『金銭管理サービス』と定義しています。

本調査は、無記名として実施し、お寄せいただいたご意見・ご回答の内容は、個別団体の情報として公表されるものではありません。また、本調査の集計結果は報告書として取りまとめるほか、弊法人ホームページ等で広く公開する予定です。

つきましては、ご多用中のところ、誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご回答頂きましたアンケート調査票（本紙）については、令和4年8月31日（水）までに、返信用封筒（切手不要）にてご投函くださいますよう、お願い申し上げます。なお、弊法人ホームページ（<http://kannabi.jp>）に回答フォームを用意しておりますので、ご活用ください。

お問い合わせ

えぬびーおーかなびのおか
特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

きたなか こぼやし おおにし
事務局：北中、小林、大西

〒591-8031 大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1

TEL. 072-255-6336 FAX. 072-205-5050 メール info@kannabi.jp

アンケート票において、断りのない限り

- ・令和4（2022）年4月1日時点としてお答えください
- ・本調査は現状把握を目的としています。ご回答の正誤を問うものではありません。お送りしている施設・事業所の方針・率直な意見をご回答ください
- ・各設問のご回答は該当する数字に○を付けてください
- ・その他欄や記述をお願いしている設問はご自由にご記入ください
- ・断りが無い限り、複数回答可です（単一回答は【1つに○】と記載しています）
- ・ご回答に関連する資料等がありましたらご返信の際にご同封いただけると幸いです

● 用語の説明 ●

金銭管理	・施設入居者の所有する預貯金や日常生活に要する費用の取り扱いに係る金銭等を保管・管理すること ・具体内容の範囲は、各施設で異なると想定していますので、その範囲を問う設問を入れていません
金銭管理サービス	・施設入居者に対して有償無償を問わず金銭管理に係るサービス（代行、協力、相談等の各種支援）を提供すること
金銭管理サービス提供者	・金銭管理サービスを提供している事業所
施設等	・グループホームを含みます
現金	・日常的に使用する金銭、一般的に財布で管理している現金
入居者	・貴施設に入居している方、金銭管理サービスの利用有無は問いません
利用者	・金銭管理サービスを利用されている方

問1 貴施設についてお伺いします

問1-1. 所在地についておたずねします【1つに○】

1. 大阪市
2. 堺市
3. 豊能地域（能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市）
4. 三島地域（茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市）
5. 北河内地域（枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市）
6. 中河内地域（東大阪市、八尾市、柏原市）
7. 南河内地域（松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市）
8. 泉北地域（和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町）
9. 泉南地域（岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）

問1-2. 法人格についておたずねします【1つに○】

1. 社会福祉法人
2. 株式会社
3. 有限会社
4. NPO 法人
5. 社団法人
6. 財団法人
7. 医療法人
8. その他

問 1-3. 施設種別についておたずねします【1つに〇】

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 特別養護老人ホーム | 2. 養護老人ホーム |
| 3. 軽費老人ホーム | 4. 有料老人ホーム |
| 5. 認知症対応型グループホーム | 6. 地域密着型特別養護老人ホーム |
| 7. 介護老人保健施設 | 8. サービス付き高齢者向け住宅 |
| 9. 障がい者入居施設 | 10. 障がい者グループホーム |
| 11. その他 () | |

問 2 貴施設および施設周辺の設備・環境についてお伺いします

問 2-1. 入居者が施設近隣にある金融機関やコンビニエンスストア A T M を利用する場合、施設はそのことを把握していますか【1つに〇】

1. 把握していない
2. 金融機関等に行くことは把握するが、内容までは把握していない
3. 内容（例：いくら出金したか）まで把握している
4. 近くに金融機関等がない

問 2-2. 入居者が買い物を行う場合、どのように買い物を行いますか

1. 入居者が施設内もしくは施設近隣にある店舗に行く（付き添いの有無は不問）
2. 施設もしくは福祉サービスによる送迎
3. 訪問販売を利用（入居者が直接購入する）
4. 施設が買い物代行を実施（共同購入等を含む，入居者は直接購入しません）
5. 買い物の必要がない

問 2-3. 施設内に下記の設備・機器は設置されていますか

1. 売店（対面で現金の受け渡しがあるものを指す）
2. 自動販売機（新聞紙やマスク等飲料以外も含む）
3. 公衆電話
4. マッサージチェア等健康器具、ゲーム機等リクリエーション機器
5. その他 ()

問 2-4. 施設周辺（おおむね歩いていける範囲）に下記の店舗・施設はありますか

1. 喫茶店・カフェ、公園内売店等の店舗
2. コンビニエンスストア、スーパーマーケット等生活必需品を販売している店舗
3. 洋服店、書店、手芸店等嗜好品や趣味を楽しむ物を販売している店舗
4. カラオケ店（カラオケ喫茶を含む）、ボーリング場等**娯楽施設**
5. お金を払って一緒に食事会などができる公民館や地区センター等集会施設
6. その他 ()

問 2-5. 貴施設の利用料の徴収方法についておたずねします

1. 口座からの自動振替（入居者の作業なし）
2. 特定口座への振込み（入居者もしくは家族等の通帳管理者が作業）
3. 現金払い（入居者もしくは家族等の現金管理者が作業）
4. その他（ ）

問 2-6. 公共料金や税金等の支払い方法についておたずねします

1. 口座からの自動振替（入居者の作業なし）
2. 特定口座への振込み（入居者もしくは家族等の通帳管理者が作業）
3. 現金払い（入居者もしくは家族等の現金管理者が作業）
4. その他（ ）

問 2-7. 入居者の小口現金についておたずねします

1. 必要としない
2. 施設利用料と一緒に管理 *例：施設が一時的に立替で施設利用料と一緒に請求する、事前に預り金として施設利用料と一緒に預かる*
3. 施設利用料とは別に管理 *例：必要な時に特定口座へ入金、現金を窓口預り*
4. その他（ ）

問 2-8. 居室の防犯についておたずねします

1. 居室のドアに鍵がついている
2. 居室に金庫を設置している
3. 居室に鍵付きの棚を設置している
4. 廊下等に防犯カメラを設置している
5. 施設職員が定期的に巡回している
6. その他（ ）

問 3 入居者の現金（日常的に使用する金銭）についてお伺いします

問 3-1. 入居者の現金はどなたが管理していますか

1. 入居者本人
2. 入居者家族
3. 施設
4. 成年後見人
5. 社会福祉協議会
6. 専門職・外部団体
7. その他
8. 把握していない

問 3-2. 入居者もしくはその家族等から金銭管理サービスの相談や依頼はありますか

【1つに〇】

1. ある
2. ない
3. 分からない・把握していない

問 3-3. 現金管理者に関わらず、保管する現金の上限は定めていますか 【1つに〇】

1. 1万円未満
2. 1万円以上5万円未満
3. 上限を定めていない
4. 管理を認めていない

問 4-4. 担当者のスキルについておたずねします

1. 有資格者（税理士、ファイナンシャルプランナー等）
2. 実務経験あり（具体的に： _____）
3. 内部研修を受講（内容： _____）
4. 外部研修を受講（主催者・内容： _____）
5. その他（ _____）
6. 特になし

問 4-5. 不正の防止等ための現金残高や金銭出納帳等のチェックはどなたが行っていますか

1. 利用者
2. 利用者の親族
3. 社会福祉協議会
4. 基幹相談支援センター
5. 地域包括支援センター
6. 民間団体
7. 福祉サービス第三者評価
8. 自治体（実地指導・実地検査等）
9. 新たな機関
10. その他（ _____）
11. チェックしていない

問 4-6. 職員研修についておたずねします

1. 定期的実施している（a. 外部研修（外部講師を含む） b. 内部研修）
2. 不定期に実施している（a. 外部研修（外部講師を含む） b. 内部研修）
3. 実施していない

問 4-7. 資格制度についておたずねします

1. 国家資格・公的資格があれば職員に取得させたい
2. 民間資格があれば職員に取得させたい
3. 資格に関心はない

問 4-8. 今後、金銭管理サービスをどのように展開していきたいと思いませんか【1つに〇】

1. 必要性を感じているので、可能な限り対応していきたい
2. できればやりたくない
3. 外部の団体に任せたい

問 4-9. 金銭管理サービスを継続的に実施していくために必要なことは何ですか

1. 安定した予算の確保
2. 人員の確保
3. 連携先の確保
4. 業務の外部に委託する
5. その他（ _____）

問 6（8 ページ）にお進みください

問5 金銭管理サービスを実施していない方にお伺いします

問5-1. 金銭管理サービスを実施していない理由は何ですか

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 希望者がいない | 2. 外部団体が担っている |
| 3. 法人の方針 | 4. 対応する職員がいない |
| 5. リスクが高い | 6. 実施方法が分からない |
| 7. その他 () | |

問5-2. 今後、金銭管理サービスを実施する可能性はありますか【1つに〇】

1. 現在検討している
2. 条件が整えば検討・実施する
3. まったく考えていない

問5-3. 下記の内容があればサービス提供を実施する可能性に影響しますか【1つに〇】

- | | | | | | |
|---------------|------------|---------|----------|----------|------------|
| 法的根拠（制度等の制定） | 1. 大いに影響する | 2. 影響する | 3. 分からない | 4. 影響しない | 5. 全く影響しない |
| 支援に必要なノウハウの提供 | 1. 大いに影響する | 2. 影響する | 3. 分からない | 4. 影響しない | 5. 全く影響しない |
| 人材育成（職員研修等） | 1. 大いに影響する | 2. 影響する | 3. 分からない | 4. 影響しない | 5. 全く影響しない |
| 資格制度の導入 | 1. 大いに影響する | 2. 影響する | 3. 分からない | 4. 影響しない | 5. 全く影響しない |
| サービスの係る保険の提供 | 1. 大いに影響する | 2. 影響する | 3. 分からない | 4. 影響しない | 5. 全く影響しない |
| 報酬加算 | 1. 大いに影響する | 2. 影響する | 3. 分からない | 4. 影響しない | 5. 全く影響しない |

問5-4. 今後、入居者もしくはその家族等が金銭管理を実施できなくなった場合はどう対応されますか

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 行政に相談 | 2. 社会福祉協議会に相談 |
| 3. 外部の団体に相談 | 4. 成年後見制度を活用 |
| 5. その他 () | |

問6（8ページ）にお進みください

問6 すべての方にお伺いします

問6-1. 社会福祉協議会以外で第三者機関として金銭管理サービスを提供している団体を知っていますか【1つに○】

1. 知っている



教えてください（弊法人から連絡することはありません）

2. 知らない



1. 活用できる団体があれば活用したい
2. 活用できる団体があれば検討したい
3. 知らなくてもよい

問6-2. 金銭管理サービスが社会に定着していくために必要だと思うものがありますか【複数回答可・1番必要だと思うものは◎をつけてください】

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| 1. 公的な位置づけ | 2. 行政による認証や登録 | 3. 統一的なマニュアル |
| 4. 研修の実施 | 5. 専門家による相談窓口 | 6. 第三者によるチェック |
| 7. 助成金・補助金 | 8. 情報交換ができる場 | 9. 本人の理解 |
| 10. 家族の理解 | 11. 金融機関の理解 | 12. 行政の理解 |
| 13. 社会の理解 | 14. その他（ | ） |

問6-3. 金銭管理サービスを発展させるアイデアがありましたらお書きください

アンケートは以上となります。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。
お手数ですが、8月31日（水）までにポストにご投函ください。